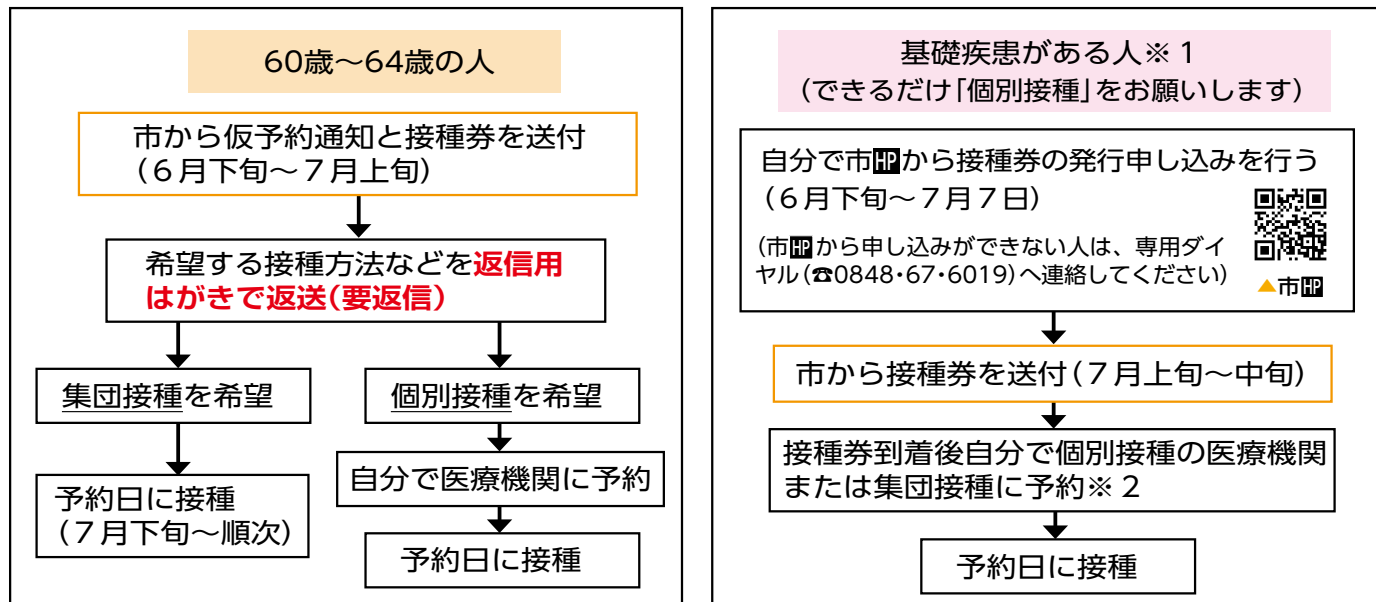


64歳以下の人の新型コロナワクチン接種についてお知らせします

7月中旬からは順次、60歳～64歳の人と12歳～59歳で基礎疾患がある人のワクチンの接種を開始します。接種までの流れと時期は次の図のとおりです。

その他の59歳以下の人の接種券や予約方法などの案内は7月中旬頃から順次発送予定です。

※発送状況は **三原市公式LINE** でもお知らせします。



※1 基礎疾患に該当するか分からない場合は、かかりつけ医などの医療機関に相談してください。

※2 基礎疾患がある人で集団接種を希望する人は、接種券に同封の「集団接種の案内」を確認してください。

【集団接種の仮予約日の変更をする場合の
連絡先】
専用ダイヤル(☎0848・67・6019)

【接種に関する悩みなどの相談窓口】
県ワクチン接種コールセンター(☎082・513・2847)
【24時間対応】

個別接種が受けられる医療機関の一部をお知らせします

医療機関での個別接種が始まっています。予約方法、接種の日程や人数は医療機関によって異なります。個別接種実施医療機関は順次増える予定です。**接種券が届いていない人は予約ができません。**

地区	医療機関名	電話番号	地区	医療機関名	電話番号
三原	小園内科・循環器科(かかりつけ患者優先)	0848・62・7525	三原	松下クリニック	0848・62・2493
	川西医院	0848・63・4887		三菱三原病院	0848・67・2901
	木曾胃腸科内科	0848・81・0311		みはらえきまえクリニック	050・5444・1074
	木原こどもクリニック	0848・61・0321		三原赤十字病院	0848・64・8111
	阪田医院	0848・69・0003		わきた小児科	0848・67・7999
	須波宗斉会病院	0848・69・1888	本郷	いしねファミリークリニック(窓口受付のみ) ※予約時には接種券を持って来てください。	0848・60・6555
	武井胃腸科内科(かかりつけ患者優先)	0848・62・3844		本郷中央病院	0848・86・6780
	つばいクリニック泌尿器科内科	0848・64・0405		久井 公立くい診療所	0847・32・6111
	得能クリニック(かかりつけ患者優先)	0848・67・7711		大和 大和診療所	0847・34・0034
	松尾内科病院	0848・63・5088			

65歳以上の人や障害者手帳を持っている人の「タクシー料金の一部」を助成しています

市は5月29日以降に65歳以上の人や障害者手帳を持っている人が、ワクチン接種のためにタクシーを利用した場合の往復運賃について、片道1,000円を超えた金額を補助しています。

※5月28日以前にワクチン接種のためにタクシーを利用した人も対象となります。生活環境課(☎0848・67・6178または☎0848・67・6179)に連絡してください。

支援制度を紹介します

制 度 名	内 容
飲食店が対象 飲食店臨時支援金(市) ☎商工振興課 ☎0848・67・6072	支給額 1事業者当たり20万円 ☎ 市内で飲食店を経営する市内に本店がある中小企業・個人事業主 要件 「頑張る飲食店応援金(県)」を受給している、または令和3年4月・5月のいずれかの月の売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している 申請期限 7月16日(金)まで
指定業種の事業者が対象 頑張る中小事業者応援給付金(市) ※赤字の業種を追加しました ☎商工振興課 ☎0848・67・6072	支給額 1事業者当たり30万円 ☎ 主たる事業として市内に宿泊業、旅客運送業、小売業(土産品、衣料品、化粧品、 切花、ジュエリー製品)、印刷業、旅行業、貸衣装業、写真業、冠婚葬祭業、イベント業、運転代行業、理・美容業(理髪店、美容院)、 エステティック業、ネイルサービス業、クリーニング業 の事業所があり、県内に本店がある中小企業・個人事業主 要件 外出・移動の自粛により令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が対前年同月比で30%以上減少している 申請期限 7月16日(金)まで
緊急事態措置の影響を受けた事業者が対象 月次支援金(国) ☎月次支援金相談窓口 ☎0120・211・240	支給上限額 中小企業 1月当たり上限20万円 個人事業主 1月当たり上限10万円 ☎ 緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響を受けている中小企業・個人事業主 要件 緊急事態措置が実施された月のうち、措置の影響により月間売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で50%以上減少している ※感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)を受給した事業者は対象外です。 申請期限 4月・5月分 8月15日(日)まで 6月分 8月31日(火)まで
緊急事態措置の影響を受けた事業者が対象 頑張る中小事業者月次支援金(県) ☎頑張る中小事業者月次支援金センター ☎082・248・6853	支給上限額 中小企業 1月当たり上限20万円 個人事業主 1月当たり上限10万円 ☎ 緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛などの影響を受けている中小企業・個人事業主 要件 ・緊急事態措置が実施された月のうち、措置の影響により月間売上が対前年同月比もしくは対前々年同月比で30%以上減少している ・売上が50%以上減少の場合は、月次支援金(国)を受給している ※感染症拡大防止協力支援金(県)、大規模施設等協力金(県)の対象事業者は除く。 ▲県HP ※その他にも条件があります。詳しくは県HPで確認してください。 申請期限 5月分 8月20日(金)まで 6月分 8月31日(火)まで
飲食店が対象 感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第2期)(県) ☎県協力支援金センター ☎082・248・6851	支給額 1店舗当たり1日3万円～19.5万円 ※事業規模、支給要件、協力内容によって変動します。 ☎ 緊急事態措置に伴い、営業時間の短縮や休業を実施した飲食店 要件 6月2日～6月20日の全ての日で、営業時間の短縮や休業に協力していること ※その他にも条件があります。詳しくは県HPで確認してください。 申請期限 7月20日(火)まで
大規模施設が対象 大規模施設等協力金(令和3年度第2期)(県) ☎県大規模施設等協力金センター事務局 ☎082・225・8516	支給額 大規模施設 店舗の床面積1,000平方メートルごとに1日20万円 テナント 店舗の床面積100平方メートルごとに1日2万円 ☎ 緊急事態措置に伴い、営業時間の短縮や休業を実施した1,000平方メートルを超える大規模施設の運営事業者と出店している店舗の事業者 ※支給要件や申請期限など、詳しくは県HPで確認してください。

各保険税(料)の納税(付)義務者が対象

保険税(料)の減免(市)

☎市民税課
☎0848・67・6030

対象の税(料) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

要件 免除 新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人
減額 次の①～③の全てに当てはまる人

- ①令和3年の主たる生計維持者の事業収入または給与収入などが対前年比で70%以下になる見込みである
- ②令和2年の合計所得金額が1,000万円以下である
- ③減少が見込まれる収入を除く、前年の所得の合計額が400万円以下である

※②の要件は、介護保険料の減額には適用されません。

☎減免申請書、収入状況等申告書、本人確認ができる物、令和3年1月から直近の月までの収入が確認できる物など

ほかにも支援制度があります。市HPなどで確認してください。



▲市HP